

平成29年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成29年9月25日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山 田 雅 士
2番 小 澤 孝 延
3番 角 麻 子
4番 鈴 木 広 美
5番 服 部 雅 恵
6番 小 山 栄 治
7番 木 村 利 晴
8番 石 井 孝 昭
9番 桜 田 秀 雄
10番 林 修 三
11番 山 口 孝 弘
12番 川 上 雄 次
13番 林 政 男
14番 新 宅 雅 子
15番 加 藤 弘
16番 京 増 藤 江
17番 丸 山 わき子
18番 小 菅 耕 二
19番 小 高 良 則

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	松 澤 英 雄
総 務 部	長	山 本 雅 章
市 民 部	長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部	長	江 澤 利 典
建 設 部	長	横 山 富 夫

会 計 管 理 者	金 崎 正 人
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連 絡 員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連 絡 員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	川 崎 義 之
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主		査	須賀澤	勲
主	査	補	嘉瀬	順子
主	任主	事	藏村	隆雄

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成29年9月25日（月）午前10時開議

日程第1 議案第4号から議案第9号、議案第16号、議案第17号
委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

日程第2 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

追加日程第5 決算審査特別委員会委員の選任

追加日程第6 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙

追加日程第7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第8 議案の上程

議案第18号

提案理由の説明

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

追加日程第9 議員派遣の件

追加日程第10 議席の一部変更の件

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は17名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から8月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の遅刻の届け出が林政男議員、角麻子議員よりありました。

以上で報告を終わります。

○議長（小高良則君）

日程第1、議案第4号から議案第9号、議案第16号及び議案第17号を一括議題とします。

これから常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

おはようございます。総務常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る9月13日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第4号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、地方税法等の一部改正に基づき、八街市税条例の一部を改正するものです。改正内容は、企業主導型保育事業に使用する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、特例措置を設けるものです。

審査の過程において委員から、「この改正について、今年度、対象となる事業所はあるのか、伺う」という質疑に対して、「現在、ありません」という答弁がありました。

次に、「5年間税額を2分の1とするとのことですが、これに対応した場合、国から市に対して補填されるのか、伺う」という質疑に対して、「今のところ、国から示されていないので、把握していません」という答弁がありました。

次に、「国の方の改正で条例を改正した場合に、地方自治体に対して国からの補填があった事例はないのか、伺う」という質疑に対して、「ほかの税目では補填されるものがあります。例えば、ふるさと納税の関係などは交付税措置されていることもありますので、国の制

度に準じて条例を改正した場合であれば、過去に例があります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く歳出2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「地方交付税の増額の具体的な理由を伺う」という質疑に対して、「当初予算は、八街市側で、昨年度の実績をもとに国からの資料を参考にして当初予算を組んでいますので、当初予算の36億円については八街市が計算した上で今年交付されるであろうという額になります。予算的には増額になりますが、昨年度の交付税額と比較すると減額になります」という答弁がありました。

次に、「地方交付税は6千700万円余の増とのことですが、しかしながら、平成28年度と比較すると1億7千万円の減、平成27年度と比較すると3億8千万円の減となり、大変少なくなっている要因を伺う」という質疑に対して、「減額の主な要因は、需要額では、清掃費の償還額の減、算定の基準となる人口の減、償還額全体の減額が主な理由になります。収入の方については、市町村民税の固定資産税などの増、それと、トップランナー方式の関係で、需要額の分と収入の分を併せると、結果としておおむね4千万円の減額になります」という答弁がありました。

次に、「地方交付税と臨時財政対策債を併せて、平成27年度は50億6千万円、平成28年度は46億8千500万円、平成29年度は45億4千200万円と縮小してきています。本市が自由に使える交付税と市税等の収入は、平成27年度は121億2千400万円、平成28年度は119億8千400万円と、かなり少なくなっています。平成29年度の見込みを伺う」という質疑に対して、「税については、現在のところ8月末までの集計ですので何とも言えないところですが、現在の調定に対する徴収率から考えたときには、平成28年度の決算並みと予測できます。交付税については1億数千万円の減額になっていますので、これらを加味すると1億円以上の減額になると推測は立てています」という答弁がありました。

次に、「地方交付税の来年度の見込みを伺う」という質疑に対して、「国の概算予算要求段階では2.5パーセント減と示されています。八街市も2.5パーセント付近での減額になるのではないかと予測しています。財源不足については今年度並みとの推計は立てています」という答弁がありました。

次に、「社会資本整備総合交付金榎戸分の減額理由を伺う」という質疑に対して、「都市再生整備事業の補助率は事業費の40パーセント以内という事業になります。当初、満額の40パーセントを要望していたが、今回、国の内示で要望額の78パーセントになりました」という答弁がありました。

次に、「榎戸駅整備事業についてですが、公共事業ですと、原材料の高騰などにより契約の変更等がありますが、現時点で工事の進捗状況に対してどのような状況か、伺う」という

質疑に対して、「現状では、原材料の高騰等による増額の見込みについてはＪＲから聞いていません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第１６号、千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。これは、県内市町村の軽自動車税申告書の受付、発送等に関する事務について、平成３０年度から千葉縣市町村総合事務組合の共同処理事務に加えることとなったことから、同組合の規約の一部を改正するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「千葉県町村会から千葉縣市町村総合事務組合に移行する理由を伺う」という質疑に対して、「千葉県町村会は昭和４４年からこの事務を受託していましたが、社会情勢の変化により軽自動車税の登録台数が激増してきたので、人的な問題、設備的な問題で、申告書の受付事務を継続することが困難になったと、県内の全市の税務担当部課長で構成している千葉県の都市税務協議会に申し入れが平成２４年度にありました。この間いろいろ検討してきましたが、昨年度、都市税務協議会で、全会一致で、市町村総合事務組合の共同処理事務とすることで継続性を維持していくことに決まりました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

次に、小山栄治文教福祉常任委員長。

○小山栄治君

文教福祉常任委員会に付託されました案件３件につきまして、去る９月１４日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第５号、八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センターの職員に関する定めのうち、主任介護支援専門員の定義が改正されたことに伴う、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「地域包括支援センターが南の方にもできますが、主任介護支援専門員は何名か、伺う」という質疑に対して、「現在、１カ所で３名になりますが、

10月1日から2カ所に分かれた場合は各2名になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費、9款教育費、第2表債務負担行為補正についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「社会保障・税番号制度関連事務費の内容と目的を伺う」という質疑に対して、「既存住基システムを改修し、本人からの申し出より、住民票、マイナンバーカード等に旧姓を併記するものです。取引先や職場での自分のキャリアが分断されると感じる人が多いことや、混乱が起きることの抵抗感から旧姓を通称として使い続ける人が増えているので、旧姓を併記することで不便を感じない社会生活が営めることを目的としています。本事業の補助率は10分の10です」という答弁がありました。

次に、「八街市のマイナンバー個人カードの普及率を伺う」という質疑に対して、「平成29年8月31日現在では7千736通交付しており、交付率は10.8パーセントになります」という答弁がありました。

歳出3款では、「高齢者福祉諸費と介護保険事業費の臨時職員の職種を伺う」という質疑に対して、「高齢者福祉諸費は一般事務職になります。介護保険事業費は介護支援専門員であり、本庁舎にある地域包括支援センターの配属になります。10月1日から南部地域包括支援センターが開設されますが、市で行っている事業関係全てが分かれるものではなく、市の事業も継続して行わなければならないので、事業を強化するために要望したものです」という答弁がありました。

歳出9款では、「放課後子ども教室用備品は交進小学校とのことですが、放課後子ども教室は全ての小学校、分校に必要と思うが、これからの予定を伺う」という質疑に対して、「今後の整備計画については、校内に児童クラブを設置している学校を優先に進めたいと考えており、平成30年度、平成31年度であと3カ所整備したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「放課後子ども教室と児童クラブはどのような形で一体化しているのか、伺う」という質疑に対して、「学校内に児童クラブと放課後子ども教室の両方を整備することによって、児童クラブの児童も放課後子ども教室に参加できますので、一体化として行っています」という答弁がありました。

次に、「放課後子ども教室の参加状況を伺う」という質疑に対して、「八街東小学校では1年生4名、2年生10名、計14名です。今月開設した交進小学校では1年生9名、2年生8名、計17名です」という答弁がありました。

第2表債務負担行為補正では、「外国語の内訳を伺う」という質疑に対して、今回配置しようとしている外国語指導助手については、中学校も含めて小学校の学習指導要領が新しくなることについての外国語科ということですので、英語を前提として考えています」という答弁がありました。

次に、「胃がん、大腸がん、肺がん検診はどのくらいの受診率を計画しているのか、伺う」という質疑に対して、「平成２９年度の受診率は、胃がん検診１６．７パーセント、大腸がん検診２８．４パーセント、肺がん検診２４．９パーセントになります。平成３０年度にあたっては、予算上、胃がん検診１７．３パーセント、大腸がん検診２８．７パーセント、肺がん検診２７．９パーセントと、若干の増を見込んでいます」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「議案第６号中、２款３項１目戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度関連事務費に対する反対討論をいたします。今回の補正は約６２６万円の増額です。日本に住む全員に１２桁の番号を割り振り、税や社会保障などの情報を政府が管理するマイナンバー制度は７月から新たな段階に入っています。マイナンバーを通じ個人情報自治体や国の機関との間でやりとりができる情報提供ネットワークシステムNWSの試行運用を安倍政権は始めました。４７都道府県、約１千７００市区町村、日本年金機構、税務署、医療保険者などの５千を超える公的機関をつなぐ巨大な情報連携システムの構築を目指しています。約３カ月後に本格的に運用する計画ですが、会計監査委員からは同システムの不備が指摘されています。問題点や危険性をまともに説明せず、今回も国民の利便性が高まると税金での補正増額ですけれども、マイナンバーを推進することは、やはり国民の声を聴かなければならないと考えます。国民からは、情報漏れ対策は万全なのかという不安は尽きません。個人番号カードは、マイナンバーと氏名、生年月日、顔写真、個人情報の集積が可能なＩＣチップが一体となっています。盗難、紛失すればプライバシー侵害の被害が大きいということで、やはり、住民への交付も全国で９パーセント程度、八街市では約１割程度、こんなふうに、広がっておりません。マイナンバーの扱いについては、本当に慎重に慎重を重ねなければなりません。問題だらけのマイナンバーの運用は中止し、制度の廃止に向けた検討をするよう求め、反対討論といたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第７号、平成２９年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。この補正予算は、既定の予算に２億２千３３６万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億６千７３５万９千円とするものです。歳入につきましては、国庫支出金１千８１７万４千円、支払基金交付金１億７９万６千円、繰越金２億３億３千９万５千円を増額するものです。歳出につきましては、総務費１千８１７万４千円、基金積立金９千４百７１万２千円、諸支出金１億１千４万７千円を増額するものです。

審査の過程において委員から、「地域介護・福祉空間整備事業はスプリンクラーの整備とありますが、具体的な内容を伺う」という質疑に対して、「既存介護施設等のスプリンクラーの整備支援事業として消防法施行令が平成２５年１２月に改正され、認知症・高齢者グループホームなど、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する介護関連施設のスプリンクラーの設置が、平成２７年４月から原則として全ての介護施設等に義務付けられたことから、スプリンクラー設備等の設置を計画的に行うものです。今回整備されるのは２法人３事業所になります。有料老人ホーム株式会社マザーが経営するセントビラ八街、

有料老人ホーム有限会社パラダイスドリームのかがやき式番館、地域密着型通所介護の有限会社パラダイスドリームのデイサービスセンターはおじろになります」という答弁がありました。

次に、「スプリンクラー設置状況を伺う」という質疑に対して、「地域密着型の事業所が八街市の管轄になりますが、9施設のうち8施設が設置済みです。未設置の1事業所については、設置期限の来年度の3月31日までに整備すると伺っております」という答弁がありました。

次に、「地域支援事業は平成28年度から始まっていますが、実施状況を伺う」という質疑に対して、平成28年度の実施状況は、訪問型サービスが641件、通所型サービスが1千130件、合計1千771件になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

次に、木村利晴経済建設常任委員長。

○木村利晴君

経済建設常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る9月15日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出6款商工費、7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出7款では、「災害等発生時応急対応業務は今までどのような形で対応していたのか、伺う」という質疑に対して、「ほぼ直営で応急処置をし、対応できないものについては工事発注等で対応していました。去年は飛砂への対応が連続し、職員の負担がかなり大きくなりましたので、今回、この分に関して委託対応できるように計上しました」という答弁がありました。

次に、「重機は耐用年数が来て、廃棄しているものもあると思いますが、現在、何を所有しているのか。また、重機借り上げはどのように考えているのか、伺う」という質疑に対して、「現在、道路河川課で保有しているのはペイローダーになります。重機借り上げについては、バックホウ、ダンプ、タイヤショベルなど、その都度足りないものを借り上げて対応してまいります」という答弁がありました。

次に、「災害時に近隣の重機リース会社と契約をして、優先的に重機を借り上げることができるのか、伺う」という質疑に対して、「重機の借り上げはその都度必要なときに各業者をお願いしている状況ですが、災害時に優先的な配慮をしていただける協定等が可能であれば、検討していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「測量調査業務は、沖入口の県道岩富・山田台線のところとのことですが、具体的に千葉国道事務所とどのように協議を進めているのか、伺う」という質疑に対して、「千葉国道事務所において、現在、用地測量の再確認や各補償に関する物件調査等が終了したところです。千葉国道事務所からは、今後、個々の用地交渉に入り、今年度末までには用地買収を完成させたいと聞いていますので、市もそれにあわせて市道分の用地測量、用地交渉を実施したいと考えています。来年度も、千葉国道事務所の工事予定にあわせて、市も予算の確保をしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「用地買収にあたり、地権者の要望に応じていただけるのか、伺う」という質疑に対して、「千葉国道事務所が今後個々に交渉に入っていく予定ですので、千葉国道事務所の方針の中で対応されると思います」という答弁がありました。

次に、「流末排水施設整備工事の内容を伺う」という質疑に対して、「県道成東・酒々井線の「ホンダカーズ」裏付近の宅地に張り付いた水路が洗掘されているので、改修するものです。延長約30メートルを予定しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。この補正予算は、既定の予算に171万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2千910万5千円とするものです。歳入につきましては、繰越金171万8千円を増額するものです。歳出につきましては、下水道事業費171万8千円を増額するものです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定されました。

議案第9号、平成29年度八街市水道事業会計補正予算についてです。この補正予算は、収益的支出につきましては、既定の予算に184万6千円を追加し、総額を10億2千53万7千円とするものです。資本的支出につきましては、既定の予算に266万4千円を追加し、総額を3億3千652万3千円とするものです。

審査の過程において委員から、「資金の減少傾向はどのように考えているのか、伺う」という質疑に対して、平成28年度の決算においては、前年度からの累積欠損金は解消したところではありますが、一般会計からの補助金は数年前から減額となっており、市の補助金が増えないことには県の補助金も増えていかないルールになっています。一般会計からの補助金を増額していただき、これにあわせて県からの補助金の増額を目指したいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号、焼却処理施設運転管理システム更新工事の請負契約の締結についてです。この工事については、一般競争入札の結果、エスエヌ環境テクノロジー株式会社東京支店が

1億7千172万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「ソフトも含めたハード的なものの更新ですが、全て職員が運転業務に携わるのか、何う」という質疑に対して、「運転管理業務については業務委託としています」という答弁がありました。

次に、「運転管理システムが更新された際の運転管理業務の費用、メンテナンス費用はどのくらい見込んでいるのか、何う」という質疑に対して、「運転管理業務については、コンピューターの更新が行われても、これが運転管理委託業務の費用に反映されることはありません。コンピューターの保守点検は運転管理業務委託とは別業務として予算計上し、毎年500万円程度かかっています。コンピューターが更新されても変わることはないと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第4号から議案第9号、議案第16号及び議案第17号の討論通告のためしばらく休憩します。休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩します。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時45分）

○議長（小高良則君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第6号について、京増藤江議員の反対討論の発言を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論をいたします。

議案第6号中、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度関連事務費に対するものでございます。

日本に住む全員に１２桁の番号を割り振り、税や社会保障などの情報を政府が管理するマイナンバー制度は７月から新たな段階に入っています。マイナンバーを通じ、個人情報自治体や国の機関との間でやりとりできる情報提供ネットワークシステムNWSの試行運用を安倍政権は始めました。４７都道府県、約１千７００市区町村、日本年金機構、税務署、医療保険者など、５千超の公的機関をつなぐ巨大な情報連携システムの構築を目指しています。約３カ月後に、本格的に運用する計画ですが、会計監査委員からは同システムの不備が指摘されています。２０１５年に日本年金機構から１２５万件の個人情報が流出する大問題が起き、実施が延期されており、情報漏れ対策は万全なのか、不安は尽きません。個人番号カードは、マイナンバーと氏名、生年月日、顔写真、個人情報の集積が可能なＩＣチップが一体となっています。盗難、紛失すればプライバシー侵害の被害が大きく、使い道も身分証明書ぐらいしかないため、八街市民への交付は約１０パーセント程度、全国でも９パーセント程度です。現在、公的年金受給者が扶養控除を受けるための来年度分の申告書が届いていますが、申告書には個人番号のマイナンバーの記載が必要としている一方で、記載しなくても影響はなしと年金機構はしています。国民に不安と混乱を与える問題だらけのマイナンバーの運用中止を国に求めることが必要です。また、今議会に提案されている社会保障税番号システム整備業務約６２６万円は、結婚後も旧姓を使えるようにするというようなものですが、マイナンバー制度の根本的な矛盾を解決するものではなく、反対します。

○議長（小高良則君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第４号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号、八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号、平成２９年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成29年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成29年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、焼却処理施設運転管理システム更新工事の請負契約の締結についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

議事都合により、しばらく休憩します。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時20分)

○副議長（小菅耕二君）

再開します。

議長と交代しましたので、ご協力をお願いいたします。

報告します。桜田秀雄議員より早退の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

ただいま小高良則議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小菅耕二君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小高良則議員の退席を求めます。

（小高良則議員退席）

○副議長（小菅耕二君）

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（川崎義之君）

辞職願。

私こと、このたび一身上の都合により、議長の職を辞任いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年9月25日。

八街市議会議長、小高良則。

八街市議会副議長、小菅耕二様。

○副議長（小菅耕二君）

お諮りします。小高良則議員の議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小菅耕二君）

ご異議なしと認めます。小高良則議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

小高良則議員の着席を許します。

（小高良則議員着席）

○副議長（小菅耕二君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小菅耕二君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（小菅耕二君）

ただいまの出席議員は18名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（小菅耕二君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小菅耕二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（小菅耕二君）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。なお、同一の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。投票は正面の演壇に向かって左手の方向から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

○議会事務局長（川崎義之君）

1番、山田雅士議員。2番、小澤孝延議員。3番、角麻子議員。4番、鈴木広美議員。5番、服部雅恵議員。6番、小山栄治議員。7番、木村利晴議員。8番、石井孝昭議員。10番、林修三議員。11番、山口孝弘議員。12番、川上雄次議員。13番、林政男議員。14番、新宅雅子議員。15番、加藤弘議員。16番、京増藤江議員。17番、丸山わき子議員。19番、小高良則議員。18番、小菅耕二議員。

（点呼、投票）

○副議長（小菅耕二君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小菅耕二君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（小菅耕二君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に林政男議員、川上雄次議員を指名します。
両議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長（小菅耕二君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数と符合しています。そのうち有効投票17票、無効投票1票。有効投票のうち、木村利晴議員14票、丸山わき子議員2票、小高良則議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、木村利晴議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました木村利晴議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、議長の選挙の当選人と告知します。

議長に当選されました木村利晴議員のご挨拶をお願いします。

○議長（木村利晴君）

ただいま皆さんの投票によりご推挙いただきました木村利晴でございます。議員になってまだ6年目ということでございますけれども、皆様のご支援のもと議長に選出されたことを非常に名誉に思っております。また、この職務に対して本当に重責を担うということで、気が引き締まる思いでございます。

私が議員になったときに、何のために議員になるのか、誰のためにやるのか、このことを絶えず考えてまいりました。やはり、市民のために議員はあるべきだろうというふうに思っていますし、議会も市民のために議会があるというふうに思っております。そのためには、この点は非常に大事なものではございますけれども、心の通った、そんな政治も必要なのかなというふうに思っておりますので、これから市民のためにいかに何ができるか、皆さんで考えていけるような、そんな議会にしていければ幸いだというふうに思っております。

今後ともいろいろと難問があろうかと思っておりますけれども、皆様のご支援とご協力をお願いしながら議長の職を全うできればいいなというふうに思っております。皆様のご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

○副議長（小菅耕二君）

木村議長、議長席にご着席ください。
ご協力ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

議事都合により、しばらく休憩いたします。再開時刻は、事務局より連絡いたします。不
手際で申し訳ございませんでした。
ここで昼食のため休憩いたします。
午後は１時１０分から、再開いたします。

（休憩 午前１１時３８分）

（再開 午後 １時３０分）

○議長（木村利晴君）

再開します。
ただいま小菅耕二副議長から副議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第３として議題とする
ことにしたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。
追加日程第３、副議長辞職の件を議題とします。
地方自治法第１０７条の規定により、小菅耕二議員の退席を求めます。
（小菅耕二議員退席）

○議長（木村利晴君）

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（川崎義之君）

辞職願。
私こと、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞任いたしたいので、許可されるよ
う願い出ます。
平成２９年９月２５日。
八街市議会副議長、小菅耕二。
八街市議会議長、木村利晴様。
以上でございます。

○議長（木村利晴君）

お諮りします。小菅耕二議員の副議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議あり
ませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。小菅耕二議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。
小菅耕二議員の着席を許します。

(小菅耕二議員着席)

○議長（木村利晴君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は18名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（木村利晴君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（木村利晴君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、同一の姓の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。投票は正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長（川崎義之君）

1番、山田雅士議員。2番、小澤孝延議員。3番、角麻子議員。4番、鈴木広美議員。5番、服部雅恵議員。6番、小山栄治議員。8番、石井孝昭議員。10番、林修三議員。11番、山口孝弘議員。12番、川上雄次議員。13番、林政男議員。14番、新宅雅子議員。

15番、加藤弘議員。16番、京増藤江議員。17番、丸山わき子議員。18番、小菅耕二議員。19番、小高良則議員。7番、木村利晴議員。

(点呼、投票)

○議長（木村利晴君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（木村利晴君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に加藤弘議員、新宅雅子議員を指名します。
両議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（木村利晴君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数と符合しています。そのうち有効投票18票。
有効投票のうち、小山栄治議員16票、京増藤江議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、小山栄治議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました小山栄治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長の選挙の当選人と告知します。

副議長に当選されました小山栄治議員のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（小山栄治君）

今回、副議長に選任していただきまして、大変ありがとうございます。これから副議長という職にしっかりと、議長とともに力を添えて頑張っていきますので、皆様方のご指導、ご協力をお願いしたいと思います。これからよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（木村利晴君）

以上で就任の挨拶を終わります。

日程第2、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。この選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に丸山わき子議員、加藤弘議員、新宅雅子議員、川上雄次議員。小高良則議員、林修三議員、石井孝昭議員、以上7名を指名します。

総務常任委員会委員に丸山わき子議員、林政男議員、川上雄次議員、山口孝弘議員、林修三議員、小菅耕二議員、私、木村利晴、以上7名を指名します。

文教福祉常任委員会委員に京増藤江議員、加藤弘議員、小高良則議員、服部雅恵議員、角麻子議員、山田雅士議員、以上6名を指名します。

経済建設常任委員会委員に新宅雅子議員、桜田秀雄議員、石井孝昭議員、小山栄治議員、鈴木広美議員、小澤孝延議員、以上6名を指名します。

これからしばらく休憩をして、議会運営委員会及び各常任委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。本会議再開時刻につきましては事務局よりご連絡いたします。

議員の皆様申し上げます。総務常任委員会を第2会議室で、文教福祉常任委員会を議長室で、経済建設常任委員会を第1会議室でそれぞれ開催しますので、お集まりください。

各常任委員会の後、議会だより編集委員会を第2会議室で行い、議会だより編集委員会終了後、議会改革検討協議会を第1会議室で行います。議会改革検討協議会終了後に議会運営委員会を第2会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午後 1時45分)

(再開 午後 3時20分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長より、本日の日程第1において、議案第4号についての採決の宣告に誤りがありましたので、訂正を申し出ます。

お諮りします。議案第4号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についての起立採決において起立多数と宣言しましたが、起立全員に訂正したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。議長の申し出とおり発言を訂正することに決定いたしました。

会議に入る前に報告します。

最初に、新宅雅子議員、小山栄治議員より印旛衛生施設管理組合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、小菅耕二議員より千葉県後期高齢者広域連合組合議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、各常任委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。議会運営委員会委員長に林修三議員、同副委員長に新宅雅子議員。総務常任委員会委員長に川上雄次議員、同副委員長に小菅耕二議員。文教福祉常任委員会委員長に服部雅恵議員、同副委員長に小高良則議員。経済建設常任委員会委員長に鈴木広美議員、同副委員長に小澤孝延議員。以上のとお

り決定しました。

次に、各委員長の就任の挨拶をお願いいたします。

最初に、議会運営委員長、林修三議員。

○林 修三君

先ほど議会運営委員会を開催して、議会運営委員長に当選させていただきました。地方議会のあり方が問われている中で、市民のために開かれた議会、そして、議会の活性化のために、正副議長、あるいは、議会改革検討協議会、もとより、議会運営委員会、そして、全員協議会等々との連絡を密にしながら頑張っていきたいと思っていますので、皆様のご指導をどうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（木村利晴君）

次に、総務常任委員長、川上雄次議員。

○川上雄次君

ただいま、総務常任委員会におきまして、委員の皆様のご推挙によりまして委員長の重任を拝することになりました川上でございます。これから八街市の繁栄、そして、議会の充実のために一生懸命に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いします。

(拍手)

○議長（木村利晴君）

次に、文教福祉常任委員長、服部雅恵議員。

○服部雅恵君

このたび文教福祉常任委員会の委員長の大任を拝しました服部雅恵でございます。もとより力はありませんが、大先輩の小高良則副委員長、そして、多くの委員の皆様と協力しながらしっかりと頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（木村利晴君）

次に、経済建設常任委員長、鈴木広美議員。

○鈴木広美君

このたび経済建設常任委員長という役職をいただいたことになりました鈴木広美でございます。副委員長には小澤孝延議員ということで、まだまだふなれな私どもでございますけれども、皆様のご支援とご指導、また、ご協力をいただきまして、円滑な委員会活動ができるように一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（木村利晴君）

以上で就任の挨拶を終わります。

次に、私、木村の議長就任に伴い、決算審査特別委員会委員が1名欠員となっています。

お諮りします。この際、決算審査特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5と

して議題とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第5、決算審査特別委員会委員の選任を議題とします。

決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。決算審査特別委員会委員に小高良則議員を指名します。

次に、印旛衛生施設管理組合議会議員2名が欠員となっています。

お諮りします。印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6とし議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第6、印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙を行います。以下、組合議員の選挙と略称します。

これより組合議員の選挙を行います。選挙する組合議員は2名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第108条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に山口孝弘議員、鈴木広美議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した山口孝弘議員、鈴木広美議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました山口孝弘議員、鈴木広美議員が組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました山口孝弘議員、鈴木広美議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となっています。

お諮りします。千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第7、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。以下、広域連合議員の選挙と略称します。

これより広域連合議員の選挙を行います。

選挙する広域連合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第108条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

広域連合議員に小高良則議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した小高良則議員を広域連合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました小高良則議員が広域連合議員に当選されました。

ただいま広域連合議員に当選されました小高良則議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、広域連合議員の選挙の当選人と告知します。

市長から追加議案1件、議案第18号が提出されました。この際、日程に追加し、追加日程第8として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、議案の上程を行います。

議案第18号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

追加提案いたしました議案第１８号は、監査委員の選任についてでございます。議員のうちから選任されております川上雄次議員が監査委員を辞職したことに伴い、新たに加藤弘議員を監査委員に選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第１８号は人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

地方自治法第１０７条の規定により、加藤弘議員の退席を求めます。

（加藤弘議員退席）

○議長（木村利晴君）

議案第１８号、監査委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。議案第１８号は同意することに決定しました。

加藤弘議員の入場を許します。

自席のまま休憩いたします。

ただ今、資料を配付いたします。

（加藤弘議員入場）

○議長（木村利晴君）

お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第９として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第９、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第１７２条第１項の規定により、１０月２４日に成田市で開催される千葉県北総地区市議会正副議長会議員研修会、及び１０月３０日、３１日に長野県佐久市で開催される印旛管内市議会正副議長連絡協議会視察研修会、定例会に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。

追加日程第10、議席の一部変更の件を議題とします。

配付のとおり、議席6番、小山栄治議員を議席18番へ、議席7番、私、木村利晴を議席19番へ、議席8番、石井孝昭議員を議席7番へ、議席9番、桜田秀雄議員を議席8番へ、議席10番、林修三議員を議席9番へ、議席11番、山口孝弘議員を議席10番へ、議席18番、小菅耕二議員を議席6番へ、議席19番、小高良則議員を議席11番へ、議席の一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。

ただいま変更のあった方は、次の会議より新議席へ移動をお願いいたします。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成29年9月第3回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。この後、議場において写真撮影を行います。撮影の順番は、決算審査特別委員会、議会運営委員会、総務常任委員会、文教福祉常任委員会、経済建設常任委員会、議会だより編集委員会、議会改革検討協議会の順で行いますので、ご協力をお願いいたします。写真撮影終了後、議会だより編集委員会を開催いたしますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時40分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第4号から議案第9号、議案第16号、議案第17号
委員長報告、質疑、討論、採決
2. 議長辞職の件
3. 議長の選挙
4. 副議長辞職の件
5. 副議長の選挙
6. 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
7. 決算審査特別委員会委員の選任
8. 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
9. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
10. 議案の上程
議案第18号
提案理由の説明
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
11. 議員派遣の件
12. 議席の一部変更の件

.....
議案第4号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第6号 平成29年度八街市一般会計補正予算について

議案第7号 平成29年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第8号 平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第9号 平成29年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第16号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につい
て

議案第17号 焼却処理施設運転管理システム更新工事の請負契約の締結について

議案第18号 監査委員の選任について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 小 高 良 則

八街市議会議長 木 村 利 晴

八街市議会議員 角 麻 子

八街市議会議員 小 澤 孝 延